

(1) 根拠(例規)		日野市男女平等基本条例及び条例施行規則の改正
(2) ファミリーシップ制度		非対応
(3) 申 請 要 件	①年齢	成年に達していること。(成年の規定＝民法第4条)
	②性別等	一方または双方が性的マイノリティであれば性別は問わない
	③住所地	下記①～②のいずれかに該当すること。 ①双方が市内に住所を有する、もしくは、転入予定であること。 ②二人のうちいずれか一方が市内に住所を有する、もしくは転入予定であること。
	④配偶者等	・双方に配偶者がいないこと(民法732条重婚の禁止) ・双方以外の人とパートナーシップ関係がないこと。
	⑤その他	・直系血族・三親等内の傍系血族でないこと(民法第734条、735条)